

朝霞市浜崎ドッグランネーミングライツ募集要項

1 目的

市では、法人の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、市財政の健全化に寄与することを目的として、「朝霞市浜崎ドッグラン」のネーミングライツパートナーを募集する。

2 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名（正式名称）	所在地
朝霞市浜崎ドッグラン	朝霞市大字浜崎56-1

(2) 付与する権利

当該命名権の対象とする施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付することができる（条例上の正式名称は変更しない）。なお、既存の名称標示板や案内板の変更、新たに必要とされる箇所への名称標示を行えるもので、施設に宣伝広告の掲示ができるものではない。

※優先交渉権者となった法人は、契約前までに看板等のデザインや色彩基準等について、施設所管課、開発建築課及びまちづくり推進課と協議を行う必要がある。

3 募集条件

(1) 最低命名権料

対象施設	最低命名権料（年額・税込）	備考
朝霞市浜崎ドッグラン	金 500,000円	応募提案額が最低命名金額を下回る場合は、選考対象外とする。

(2) 愛称の使用期間

①契約期間 5年

②愛称使用開始時期 令和9年1月

※契約期間及び愛称使用開始時期は予定とし、協議により変更することがある。

※市は契約期間満了までに、対象施設について、ネーミングライツの継続実施を判断する。また、契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができる。

※命名権料の支払は、原則、年度ごとに市から請求があった日から30日以内に納付するものとする。

※契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度の命名権料は、月割計算によるものとする。

4 応募資格

応募資格を有する者は、法人とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 法令及び条例、規則に違反している者
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 市から競争入札参加資格停止の措置を受けている期間中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続きをしている者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (7) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (8) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (9) 公序良俗に反する事業を行う者
- (10) ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者

5 愛称の条件

愛称には企業名、商品名等を冠することができる。ただし、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 施設等のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと
- (2) 愛称に使用する文字は多すぎず、また、分かりやすいものとする
- (3) 当該施設を連想できる愛称とすること
- (4) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと
- (5) 次の事項に該当しないこと
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張に当たるもの
 - カ 市の施設等の愛称として適当でないもの

6 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとする。

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経路案内）※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更 ※2	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示とする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。

7 選定方法

選定審査会を開催し、プロポーザルにより、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者と次点優先交渉権者を決定する。

(1) 審査の方法

プレゼンテーション・ヒアリング審査による。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの概要

ア 期 日 令和8年8月20日(木) 予定

※時間、場所等の詳細は後日通知する。

※参加事業者数により、日程が変更となる場合がある。

イ 実施場所 朝霞市役所

※詳細は後日通知する。

ウ 内 容 1者あたり30分程度とする。

①準備(5分以内)

②プレゼンテーション(10分以内)

③質疑応答(10分以内)

④片付け(5分以内)

⑤出席者 3名以内

エ 注意事項

①プロジェクター、スクリーン、プロジェクター接続ケーブル(HDMI端子)及び電源は、市が用意する。

②内容の録音、録画及び定められた時間以外のプレゼンテーション会場への入室は、禁止する。

(3) 審査の基準

ア 応募者の適正(応募資格、応募者の安定性、継続性、社会性等について)

イ 応募の趣旨(市のネーミングライツの目的との整合性について)

ウ 愛称(親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ等について)

エ 命名権料(施設等の有する広告効果との妥当性、市が準備に要する負担経費との妥当性について)

オ その他(施設等の性格から選定基準となる事項について)

(4) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、応募者に対して通知する。

イ 提案内容が採用された応募者との協議が整ったときにネーミングライツに関する契約を締結する。

ウ 契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、施設等の愛称及びネーミングライツパートナーの名称、期間を公表する。

8 応募手続

(1) 募集期間

令和8年7月1日(水)～令和8年8月14日(金)

(2) 提出書類

- ア ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 会社概要及び最新年度の事業概要が分かるもの
- エ 直近3年分の決算報告書及び事業報告書
- オ 国税、都道府県民税、市区町村民税の納税証明書等、滞納がない証明書
※交付日から3ヶ月以内
- カ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品の概要がわかるもの
- キ 地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組み等が分かるもの
- ク 提案書（片面10枚以内とし、様式は自由）※任意
※文字サイズは、12ポイントとする
- ケ 提出部数は、原本1部、副本10部とする
- コ その他、市が必要と認める書類

(3) 提出先

朝霞市 市民環境部 環境推進課
 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
 ※提出方法は、持参または郵送（必着）のみ
 ※持参の場合の受付時間は、平日午前9時から午後4時まで

9 スケジュール

概要	日程
募集開始	令和8年7月 1日（水）
質問締切	令和8年7月24日（金） 午後5時必着
質問に対する回答	令和8年7月31日（金） 市ホームページに公開
提出書類提出締切	令和8年8月14日（金） 午後5時必着
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年8月20日（木）
審査結果通知	令和8年8月28日（金）
協議・契約締結	令和8年9月（予定）
準備期間	令和8年9月～12月（予定）
愛称の使用開始	令和9年1月（予定）

10 質問の受付及び回答

質問は、質問票（様式第2号）に質問内容を簡潔にまとめ、令和8年7月24日（金）午後5時までにメールで環境推進課へ送信すること。

質問の送信後、受信確認の電話連絡を行うこと。

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を記載せずに質問回答書にとりまとめ、令和8年7月31日（金）を目処に、本市ホームページ上で公表する。

11 現地確認

現地確認を行う場合は、「15 申込み及び問合せ先」に連絡し、日程の調整を行うこと。

※現地確認は、利用者の妨げにならない範囲で行う。

1 2 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがあると市が判断した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとする。この場合、契約解除後、当該ネーミングライツパートナーは1月以内に原状回復することとし、それに必要な費用は、当該ネーミングライツパートナーが負担するものとする。また、既に支払った命名権料は返還しないものとする。ただし、災害、その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない事由により、この契約を継続することができない場合、市は、既に支払われた命名権料のうち、未履行分について、ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

1 3 留意事項

(1) 提出書類の訂正

募集期間内に提出された書類で、訂正又は差し替えがある場合は、提出の締切日まで訂正又は差し替えを認める。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。

ただし、市は選定実施に関する報告書等を作成するために提出書類の内容を使用する必要がある場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

ウ 提出書類は朝霞市情報公開条例による情報公開の対象となる。

(3) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。

(4) 災害時等の対応

市が所有する公共施設は、災害発生時の避難所や支援物資等の受け入れ先になる場合があり、非常事態においては、愛称の使用を一時的に中断し、正式名称のみを使用する場合がある。また、市は、災害時の対応に関連するネーミングライツパートナーのイメージが損なわれた場合などについては、一切の責任を負わないものとする。

1 4 応募の辞退

応募者の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。

1 5 応募及び問合せ先

朝霞市 市民環境部 環境推進課

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1504

FAX 048-463-9490

メール kankyo_suisin@city.asaka.lg.jp

○対象施設概要

朝霞市浜崎ドッグランは犬の飼い主同士の交流並びに飼い主のマナー及びモラルの向上を図ることにより、人と動物との共生社会を推進することを目的として、令和5年4月28日にオープンした市の施設です。

この施設はオープン以来、市内の多くの愛犬家の皆様にご利用いただいているほか、朝霞保健所管内狂犬病予防協会のイベントの実施にもご利用いただいております。

名称	朝霞市浜崎ドッグラン										
所在地	朝霞市大字浜崎56-1										
開園日	令和5年4月28日										
面積	<table border="0"> <tr> <td>小型犬エリア</td> <td>230㎡</td> </tr> <tr> <td>中・大型犬エリア</td> <td>430㎡</td> </tr> <tr> <td>共用部分</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>駐車場スペース</td> <td>255㎡</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>945㎡</td> </tr> </table>	小型犬エリア	230㎡	中・大型犬エリア	430㎡	共用部分	30㎡	駐車場スペース	255㎡	総面積	945㎡
小型犬エリア	230㎡										
中・大型犬エリア	430㎡										
共用部分	30㎡										
駐車場スペース	255㎡										
総面積	945㎡										
施設概要	<p>【利用時間】 午前8時から午後7時まで（ただし日没後は利用不可）</p> <p>【休場日】 年末年始、イベント開催時、施設管理時</p> <p>【利用登録の条件】 ①市内在住の犬の飼い主（18歳以上）であること。 ②犬は市の蓄犬登録をしており、1年以内に狂犬病予防注射を接種していること。</p>										
年間利用登録者数	<table border="0"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,324人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>729人</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>710人</td> </tr> </table>	令和5年度	1,324人	令和6年度	729人	令和7年度	710人				
令和5年度	1,324人										
令和6年度	729人										
令和7年度	710人										
備考	-										

【案内図】



【現地写真】

